

第6回 中学校給食推進会議検討部会 次第

日時 平成26年7月16日（水）16時～

場所 明治安田生命川崎ビル13階・A会議室

1 川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

2 その他

【配布資料】

資料1 小・中親子方式に係る小学校調理室等調査報告書

資料2 実施手法ごとの事業費用の試算について（平成26年7月改訂）

資料3 「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート」の実施について

参考資料1 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ

参考資料2 配膳室等整備事前調査業務報告書

参考資料3 政令市における中学校給食の状況

参考資料4 これまでの検討経過

参考資料5 第5回中学校給食推進会議検討部会会議録

「小・中親子方式に係る小学校調理室等調査報告書」(案)

- 1 調査目的 小・中親子方式による中学校完全給食の実施の可能性について検証するため、小学校調理室等の調査を実施するもの
- 2 調査期間 平成 26 年 6 月 2 日 ～ 同月 23 日
- 3 調査対象 市立小学校 113 校中 110 校
※ 対象外 3 校 子母口小学校 (東橘中学校と合築)
はるひ野小学校 (はるひ野中学校と合築)
上丸子小学校 (改築工事中)
- 4 調査内容 小・中親子方式を実施した場合に必要な「学校給食衛生管理基準」等を考慮した小学校調理室の拡張スペースや各厨房機器の能力等について調査を実施

※ なお、親校となる小学校の給食を工事期間中停止させるなどの影響を最小限に抑えるとともに、安全衛生管理や配送計画の複雑化による事故等を未然に防止するなどの観点から、複数の小学校を親校とせず、1 小学校から 1 中学校への配送を条件とした。
- 5 調査結果等 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」では、安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとすることと定められている。また、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室などの「汚染作業区域」、調理室、配膳室などの「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩に充てる区域及び前室に区分するように努めること、ドライシステムを導入すること等とされている。さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けな

いような構造の検収室を設けることなどが定められている。文部科学省は、本基準に照らして適切な衛生管理に努めるとともに、本基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じるなど、学校給食の衛生管理の充実に努めるよう要請している。

一方で、本市の小学校給食調理室については、「学校給食法」等に基づき整備を実施してきたものの、同法第12条第1項の規定に基づく同法施行令第4条別表に定められている給食調理場の補助基準面積が、平成26年4月に文部科学省から通知された「学校施設環境改善交付金交付要綱」の改正によって改善されたことにより、現在では基準面積等を十分に満たしていない狭隘な学校や、作業区域ごとの仕切り等が無い学校もある中で、現場の給食調理員等による細心の注意と工夫等により安全性が確保されている現状にある。仮に、現在の小学校給食室において、提供食数増に対応する厨房機器等の設備面での整備を行ったとしても、作業スペースの十分な拡張がなければ、益々狭隘となり、作業動線上で「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」等が交差してしまう可能性が生じ、更にそこで献立や配食時間等の異なる中学校給食の配膳を行った場合、作業工程上で調理前の食材が放置される状況等が発生するなど、作業事故等発生リスクが非常に高まる危険性がある。また、スペース拡張のための増改築工事の実施には、施工に長期間を要することから、夏休み期間等を利用した施工行程を組んだとしても、当該の小学校において数箇月は給食を停止することとなるとともに、学校内における児童の生活導線と車両導線が交差するなど、小学校の教育環境等に多大な影響を及ぼすこととなる。

したがって、本市で小中親子方式を実施するためには、合築校を除き、すべての小学校において、本基準等を考慮した、作業上適切かつ衛生管理可能な、十分なスペースの確保や、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」等の間仕切りの設置、ドライシステムの導入等により、学校給食における衛生管理の徹底を図らなければならない。また、併せて、厨房機器の増設等や、配送に係る荷捌き場所、トラックヤードなどのスペースの確保及び整備等が必要となるが、現況調査の結果では、調査対象小学校全110校において、校舎内及び校舎外に十分な拡張スペースを有する小学校は無い状況にある。

実施手法ごとの事業費用の試算について

(平成26年7月改訂)

主な条件

- ・本市の中学校全52校のうち、小中合築の東橋中学校・はるひ野中学校を除く50校を対象
- ・提供対象については、今後5年間の生徒数推計ピークの生徒数と教職員数を合わせた約32,500人
- ・全員喫食
- ・6種類の実施手法について、それぞれ事業期間30年間として費用を試算
- ・食材費は全額保護者負担のため、実施費用の試算に含まない
- ・各方式の検討に当たっては、食数の提供に必要な施設における費用について計算を行っており、事業用地の確保、スペースの対応の可否等については検討していない

- ①施設整備費等 学校給食の運営開始までに要する費用（初期投資費用）
- ②維持管理・運営費 大規模修繕費、設備・備品の修繕更新費及び毎年ほぼ一定額支払われる人件費・光熱水費等

	自校方式	親子方式		センター方式	民設民営方式	
		(中→中)	(小→中)		(食缶配送)	(弁当箱配送)
①施設整備費等 (一般財源)	約150億円 (約52億円)	約140億円 (約47億円)	約190億円 (約58億円)	約140億円 (約52億円)	約20億円 (約20億円)	約40億円 (約40億円)
②30年間の維持管理・運営費	約610億円	約610億円	約660億円	約500億円	約600億円	約590億円

資料 3

市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート実施要項

1 調査の目的

食物アレルギーを有する生徒数や原因食物等の傾向を把握し、中学校完全給食実施に関する計画策定の基礎資料とするとともに、今後の食物アレルギー対応の参考とする。

2 調査主体

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

3 調査対象

川崎市立中学校（全 52 校）の全生徒を対象とし、保護者が回答する。
（中学校 1～3 年生の生徒数 約 28,800 人）

4 調査内容

- (1) 食物アレルギーの有無
- (2) 食物アレルギーの原因食物等
- (3) アナフィラキシーショックの発症の有無
- (4) 運動後のアレルギー発症の有無

5 調査期間

平成 26 年 7 月 10 日（木）～7 月 18 日（金）

保護者から学級担任への提出は 7 月 18 日（金）までとします。

6 調査方法

無記名回答方式（調査用紙を集配便で配布、回収）

7 提出先・期日

中学校給食推進室 平成 26 年 7 月 23 日（水）まで

8 その他

- (1) 回答内容についての集計は不要です。
- (2) 生徒 1 人につき 1 枚の配布をお願いします。兄弟姉妹が在籍している場合には、人数分が保護者へ配布されることとなります。
- (3) 別紙「アンケート回収返送票」に配布数及び回収数を記入し、回収した調査用紙とともに返送してください。

ほごしゃさま
保護者様

かわさきし きょういく いいんかい
川崎市教育委員会

「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート」の実施についてのご案内

ひごろ ほんし がっこう きょういくじぎょう りかい きょうりよく まこと ほんし あんぜん
日頃から、本市の学校教育事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。本市では、安全・

あんしん あたか ちゅうがっこうかんぜんきゆうしよく そうき じっし む げんざい かわさきしりつちゅうがっこう かんぜんきゆうしよくじっし ほうしん そあん
安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向け、現在、「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)」

さくてい けんとう すず ちゅうがっこうきゆうしよく しよくもつ たいおう さんこう
策定のための検討を進めておりますが、中学校給食における食物アレルギー対応の参考とするため、お

こさま しよくもつ かん ちゆうき おこな いそが たいへん
子様の食物アレルギーに関するアンケート調査を行うことといたしました。つきましては、お忙しいところ大変

きょうりよく うらめん かいとう きょうりよく ねが
恐縮ですが、裏面のアンケートへの回答についてご協力いただきますようお願いいたします。

アンケート調査用紙は、お子様1人につき1枚のご記入となっております。7月18日(金)までに学級担任

へご提出くださいますようお願いいたします。

※お名前は無記入でお願いします。

さんこう 参考1

■アナフィラキシーとは■

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。

【出典：学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会）】

さんこう 参考2

■食物依存性運動誘発アナフィラキシー■

非常にまれな疾患ですが、ある特定の食物と運動の組み合わせでじん麻疹から始まり、ショック症状にいたる場合があります。『食物依存性運動誘発アナフィラキシー』といいます。頻度の高いものは、小麦、魚介類などです。具体的な例として、昼食時に小麦などを食べ、すぐにサッカーなど激しい運動をした場合に、じん麻疹の出現に始まり喉頭浮腫(喉の粘膜のむくみ)、喘鳴(ゼーゼーして息が苦しくなること)などの呼吸器症状を伴いショック症状にいたる場合があります。

【出典：食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル(財団法人 日本学校保健会)】



市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート

■ お子様の学年をご記入ください。 (中学 _____ 年生)

■ お子様の食物アレルギーについて、当てはまるほうに○をしてください。

現在、食物アレルギーがありますか。
 ある ・ ない ➡ 終了です。そのままご提出ください。
 ↓
 「ある」場合のみ、問1～問3の質問にお答えください。

【問1】現在の食物アレルギーの原因となる食べ物はありますか。当てはまるもの全てに○をしてください。

また、○をした食べ物について、学校給食での除去が必要と考える場合は、その右欄に○を記入してください。

食べ物名	食物アレルギーの原因となる食べ物に○	除去が必要なものに○
1 たまご・卵製品		
2 ぎゅうにゅう・牛乳製品		
3 こむぎ小麦		
4 えび		
5 かに		
6 らつかせい落花生		

食べ物名	食物アレルギーの原因となる食べ物に○	除去が必要なものに○
7 そば		
8 たいず・大豆製品		
9 キウイフルーツ		
10 オレンジ		
11 りんご		
12 もも		

食べ物名	食物アレルギーの原因となる食べ物に○	除去が必要なものに○
13 ごま		
14 さば		
15 さけ		
16 ゼラチン		
17 やまいも		
18 その他		

【問2】食べ物によるアナフィラキシーショックの経験はありますか。当てはまる欄に○を記入してください。

- ある
- ない
- わからない

1	
2	
3	

【問3】運動中または運動後に、アレルギー症状を発症したことはありますか。当てはまる欄に○を記入してください。また、「ある」場合は、食事との関連はありましたか。当てはまる欄に○を記入してください。

- ある
- ない
- わからない

1	
2	
3	

ある場合

- 食事との関連あり
- 食事との関連なし
- わからない

A	
B	
C	

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先

川崎市教育委員会 中学校給食推進室

電話 (200)2158

川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ

～中学校完全給食の早期実現に向けて～

1 「川崎市立中学校給食の基本方針」について

- 本市では、これまで、市立中学校の昼食は、「家庭からのお弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、お弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してきましたが、中学校完全給食の実施に関する「市議会の決議」や様々な意見・要望があったことを踏まえて教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、昨年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定
- この基本方針に基づき、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を推進

川崎市立中学校給食の基本方針（平成 25 年 11 月 26 日 川崎市教育委員会会議決定）

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

(参考)

完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかず
ミルク給食	給食内容がミルクのみ。

現在の本市中学校給食の形態

2 実施方針（素案）策定に向けた検討状況について（中間取りまとめ）

「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)」の策定に向けた、現時点での検討状況は、次のとおり。

(1) 学校給食を活用した食育の推進について

中学校完全給食の実施に伴い、次による食育を推進

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備や片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育

(2) 中学校完全給食の喫食形態について

給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、全員喫食を原則とすることを基本として検討

(3) 安全・安心・良質かつ廉価な食材の確保について

- 安全・安心・良質を最優先とし、かつ廉価に給食用食材を確保するため、小学校給食で実績のある（公財）川崎市学校給食会を活用することを基本として検討
- 食育推進に資するよう、市内産・県内産といった地産地消に配慮した食材の調達・使用について検討

(4) 中学校完全給食の食器の形態等について

- 食器については、「安全性の確保」、「多様な献立への対応」、「取扱いのしやすさ」、「経済性」の観点を重視して選定
- 食事マナーや共同作業による食育の観点から、食器の形態については、小学校給食と同様のセパレート型の食器とすることを基本として検討
- 中学生の自己管理能力を育む等の食育の観点から、箸等の持参（いわゆる「マイ箸」）についても検討

(参考)

	食器（セパレート型）	ランチプレート	弁当箱
種類			

(5) 中学校完全給食の実施手法等について

ア 実施手法について

- 市立中学校全校における自校方式又は親子方式による完全給食の実施には、多くの学校で運動場に調理場を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きいため、現時点では困難な状況。個別の学校における可能性については、引き続き検討
- 生徒数の推計に基づく食数約3万食という規模、本市特有の細長い地形等を考慮し、市立中学校を複数のエリアに分けた上で、センター方式又は民設民営方式による完全給食を実施することを基本として検討

(参考)

自校方式	市が各学校の敷地内に調理場を設置し、当該調理場において自校分の給食を調理する方式。本市立小学校は、当該方式で実施
親子方式	自校内に調理場を持つ学校（親校）が、調理場を持たない学校（子校）の分の給食も調理し、親校から子校へ配送する方式
センター方式	市が市有地等に大規模な調理場を設置し、当該調理場で調理した給食を、複数の学校へ配送する方式
民設民営方式	民間事業者が調理場を所有し、市が当該民間事業者等に調理業務等を委託し、当該調理場で調理した給食を、食缶又は弁当箱により複数の学校へ配送する方式

イ 民間活力を活かした効率的な手法について

- P F I の可能性も含め、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施に向けた取組を推進

(参考)	公設民営方式	市が、各学校の敷地内に調理場を設置し、又は市有地等に大規模な調理場を設置し、民間事業者等に調理業務等を委託して給食事業を行う方式 ・本市の小学校・特別支援学校 116 校のうち、47 校で実施（平成 26 年 4 月現在）
	民設民営方式	市は民間事業者等に調理業務等を委託し、当該民間事業者は自社が有する調理場において、調理業務等を請け負い、給食事業を行う方式。弁当箱で配送する都市が多いが、食缶で配送する事例もある。 ・政令市では、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市（弁当箱） ・甲府市、武蔵村山市（食缶）
	P F I 方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）に基づき実施される。 ・政令市では、主に学校給食センターで採用。本市では、はるひ野小中学校で採用

(6) 中学校完全給食の開始時期について

- 平成 28 年度中の全校実施に向け取組みを推進
- 具体的な開始時期については、中学校完全給食実施に係る整備計画、学校運営の状況等を踏まえ検討
- 中学校完全給食の試行実施についても検討

(7) 中学校給食の給食費の額について

給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況等を総合的に勘案して決定

3 今後のスケジュールについて

平成 26 年 9 月	中学校完全給食実施方針（素案）の公表
9 月～	パブリックコメント・保護者説明会等の実施
11 月	中学校完全給食実施方針の決定
11 月～	中学校完全給食実施に向けた取組の推進
平成 27 年度	同上
平成 28 年度	中学校完全給食の実施

配膳室等整備事前調査業務報告書 分類 I

平成26年3月
中学校給食推進室

1 自校調理場の設置について

- ・川崎市立中学校では、生徒数の増加等もあり、校舎内部を改修し、調理場を設置するスペースの確保は困難な状況にある。
- ・そのため、自校調理場を実施するためには、新たに自校調理場の増築が必要となるが、現在の学校の教育活動に支障がなく、かつ、運動場以外のスペース(建物敷地)に、自校調理場を設置するためのスペースを確保することも困難な状況にある。
- ・しかしながら、運動場スペースではあっても、教育活動への支障が生じないようなスペースの確保ができる場合や、運動場以外のスペース(建物敷地)で現在教育活動上活用されているスペースであっても、学校において教育活動への支障が生じないような配慮・運用ができる場合には、今後、学校との十分な協議・調整により、自校調理場の設置が可能となる場合もありうる(※2)。
- ・ただし、その場合でも、給食関係車両と生徒動線が交錯することや、配膳経路の条件が悪いことなど、安全面や運用面での課題があるため、教育活動に支障が生じないよう、学校との十分な調整が必要である。

2 配膳室等の整備内容について

配膳室等の整備分類	区名	学校名	考察
分類A ※既存施設・設備(既存ランチサービス受入室など)で対応が可能な学校 (配送車での搬入に対応する施設整備及びラックなどの備品整備など既存への追加設備の整備で対応)	川崎区	南大師中	既存の施設で給食を配膳するにあたり、運搬車を利用するため、段差を解消することや有効開口を確保するためのサッシ改修等、配膳に支障をきたす箇所への対応が必要のため、学校との十分な調整が必要である。
	川崎区	桜本中	
	川崎区	田島中	
	川崎区	京町中	
	中原区	平間中	
	中原区	住吉中	
	中原区	中原中	
	多摩区	栢形中	
多摩区	南管中*		
【A】 集計/校			9
分類B ※教室や昇降口などの既存の学校施設を利用し、給食用施設設置の整備等改修工事が必要な学校	川崎区	大師中	教室や昇降口などの既存の学校施設を利用して、受入室・配膳室・ワゴン配膳スペースを整備するための改修工事を実施する必要がある。校舎内での工事となるため、教育活動に支障が生じないよう、改修場所など、学校との十分な調整が必要である。
	川崎区	川中島中	
	川崎区	臨港中	
	川崎区	富士見中	
	川崎区	川崎中	
	幸区	南河原中	
	幸区	塚越中	
	幸区	南加瀬中	
	中原区	井田中	
	中原区	今井中	
	中原区	宮内中	
	中原区	西中原中	
	高津区	高津中	
	高津区	東高津中	
	高津区	西高津中	
	宮前区	宮崎中	
	宮前区	野川中	
	宮前区	有馬中	
	宮前区	向丘中	
	宮前区	平中	
多摩区	中野島中*		
多摩区	南生田中		
麻生区	金程中		
麻生区	柿生中		
麻生区	王禅寺中央中		
【B】 集計/校			25
分類C ※既存施設が利用できず、外部にプレハブなどの設備の整備が必要な学校	川崎区	渡田中	外部に受入室を増築する必要がある。設置箇所、既存校舎への配膳にあたり必要となる改修工事の検討も併せて必要である。教育活動に支障が生じないよう、増築場所の検討など、学校との十分な調整が必要である。
	中原区	玉川中	
	宮前区	宮前平中	
	宮前区	犬蔵中*	
	多摩区	稲田中	
	多摩区	菅中	
	多摩区	生田中	
麻生区	麻生中		
麻生区	白鳥中		
【C】 集計/校			9
分類B・C	幸区	御幸中	今後の教室の配置状況や給食実施時の運用を踏まえ、B若しくはCの選定、又はB及びCの選定について学校との十分な調整が必要である。
	幸区	日吉中	
	高津区	橋中	
	宮前区	菅生中	
	麻生区	西生田中	
麻生区	長沢中		
【B・C】 集計/校			6

※1 東橋中学校、はるひ野中学校及び市立川崎高等学校附属中学校は調査対象外。
 ※2 *印の学校については、自校調理場設置の可能性について、学校との調整が必要

政令市における中学校給食の状況

参考資料 3

平成26年5月現在

政令指定都市名	学校数	給食の形態				市教委が給食以外の昼食提供	備考
		完全給食		ミルク給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの弁当との選択制				
1 札幌市	97	97				自校調理方式 19校 親子調理方式 78校(親39校、子39校)	
2 仙台市	64	64				自校調理方式 12校 親子調理方式 1校(子) センター方式 51校 全5施設(PFI2、公設民営1、直営2)	
3 さいたま市	57	57				自校調理方式 54校 親子調理方式 2校(子) センター方式 1校 (直営1)	
4 千葉市	56	56				センター方式 56校 全3施設(PFI2、公設民営1)	
5 川崎市	52			52	○	○中学校ランチサービス事業 52校(内ホットランチ8校)	
6 横浜市	147			* 147		* 業者による校内での弁当販売 121校 業者による校内でのパン販売 11校 * 自動販売機でのごはん・パン販売 14校 学食を利用 1校(高校附属中)	
7 相模原市	37	7	※ 30			センター方式 7校 全2施設(公設民営1、直営1) ※デリバリー方式(弁当) 30校	
8 新潟市	57	30	※ 27			自校調理方式 8校 親子調理方式 1校(子) センター方式 20校 全14施設(公設民営10、直営4) ※デリバリー方式(弁当、ランチルーム用は食缶)28校(内全員喫食は1校)	
9 静岡市	43	32	※ 11			自校調理方式 1校 親子調理方式 1校(子) センター方式 30校 全9施設(PFI1、公設民営4、直営4) ※デリバリー方式(弁当) 11校	
10 浜松市	48	48				自校調理方式 35校 親子調理方式 1校(子) センター方式 12校 全5施設(公設民営4、直営1)	
11 名古屋市	111	1	※ 109		* 1	自校調理方式 3校(※2校) ※デリバリー方式(弁当、ランチルーム用は食缶) 107校 * 児童福祉施設の食堂を利用 1校	
12 京都市	73	5	※ 66	* 1	◆ 1	自校調理方式5校(小中併設校) ※デリバリー方式(弁当) 66校 * 高校附属中は食堂の弁当を利用 1校 ◆家庭からの弁当のみ 1校	
13 大阪市	130	※ 14	※ 114		* 2	※デリバリー方式(弁当) 128校 * 児童福祉施設の食堂を利用 2校	
14 堺市	43				43	○ ○ランチサポート事業 43校	
15 神戸市	82				82	○ ○中学校弁当販売事業 69校 校内での弁当販売 3校 校内でのパン販売 7校 家庭からの弁当のみ 3校	
16 岡山市	38	36			* 2	自校調理方式 23校 親子調理方式 1校(親) センター方式 12校 全8施設(公設民営8) * [児童自立支援施設の食堂を利用 1校 家庭からの弁当と校内パン販売 1校	
17 広島市	64	21	※ 43			自校調理方式 5校 親子調理方式 3校(子) センター方式 13校 全6施設(公設民営1、直営5) ※デリバリー方式(弁当) 43校	
18 北九州市	62	62				親子調理方式 62校(子)	
19 福岡市	69	69				自校調理方式 5校 センター方式 64校 全4施設(公設民営4) * 7月末で1センター廃止。8月にPFIで1施設開設予定。	
20 熊本市	42	42				自校調理方式 2校 親子調理方式 2校(子) センター方式 38校 全15施設(公設民営14、直営1)	

平成26年4月
全員喫食に移行
※状況は欄外に記載

平成25年3月
「中学校給食実施方針」を決定
※主な概要は欄外に記載

【大阪市 全員喫食の状況】

- ・平成26年4月から、全員喫食に移行。
- ・**全学年全員喫食を実施する中学校14校。**
- ・1年生から段階的に全員喫食を実施する中学校112校。
- ・平成26年度当初は全学年家庭からの弁当との選択制を継続する中学校2校。

【神戸市 中学校給食実施方針の概要】

- ・全員喫食を基本とする。但し、家庭弁当の持参も可能とする。
- ・デリバリー(ランチボックス)方式を採用する。
- ・平成26年度中に一部の中学校で、平成27年度中に全校で実施を目指す。

これまでの検討経過

平成25年

- 11月26日 教育委員会(基本方針決定)
- 12月17日 第1回中学校給食推進会議

平成26年

- 1月22日 東柿生小学校視察(市長・教育委員会)
- 1月28日 教育委員会(請願審査)
- 1月30日 中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)
- 2月4日 西八千代市視察(教育委員会事務局)
- 2月6日 府中市視察(教育委員会事務局)
- 2月7日 市PTA連絡協議会理事会
- 2月12日 教育委員会
- 2月13日 第1回中学校給食推進連絡協議会
- 2月17日 第1回中学校給食推進会議検討部会
- 3月14日 第2回中学校給食推進会議検討部会
- 3月20日 武蔵村山市視察(教育委員会事務局)
- 3月27日 第2回中学校給食推進連絡協議会
- 4月8日 教育委員会
- 4月8日 全町連役員会
- 4月17日 第3回中学校給食推進連絡協議会
- 4月18日 第3回中学校給食推進会議検討部会
- 4月22日 第2回中学校給食推進会議
- 4月22日 教育委員会
- 4月24日 海老名市視察(教育委員会)
- 5月2日 甲府市視察(市長・教育委員会・協議会委員)
- 5月9日 教育委員会
- 5月13日 教育委員会
- 5月19日 第4回中学校給食推進連絡協議会
- 5月19日 第4回中学校給食推進会議検討部会
- 5月20日 第3回中学校給食推進会議
- 5月20日 教育委員会
- 5月26日 第5回中学校給食推進会議検討部会
- 5月27日 第4回中学校給食推進会議
- 5月27日 政策・調整会議
- 5月27日 教育委員会
- 5月29日 総務委員会
- 6月3日 全町連役員会
- 6月13日 総務委員会
- 6月30日 千葉市視察(中学校校長会・教育委員会事務局)
- 7月7日 市PTA連絡協議会理事会
- 7月14日 第5回中学校給食推進連絡協議会
- 7月16日 第6回中学校給食推進会議検討部会

第5回 中学校給食推進会議検討部会 会議録

開催日時 平成26年5月26日(月)
9:30~10:00

場 所 明治安田生命川崎ビル13階 会議室

出席者 総務:(代)森担当係長
総企:(代)亀村担当係長
財政:白鳥課長、小沢担当係長
経済:(代)鈴木担当係長
健福:(代)川本職員
まち:欠席
教育:野本企画課長、山井企画課担当係長
中学校給食推進室:望月室長、森担当課長、北村担当課長
二瓶担当係長、細見担当係長、新田主任、谷口主任、葛山職員
※(代)は代理出席

内 容 (進行 中学校給食推進室)

— 部会長挨拶 —

— 資料説明 —

(主な質疑等)

委 員 東橘中学校とはるひ野中学校についてはどのような方式で給食を実施するのか。

事務局 東橘中学校は、現在、子母口小学校との合築による改築工事中であるが、自校方式による実施に向けた準備を進めていく。

はるひ野中学校についても、現在の給食室で中学校分の給食の調理を行う。

委 員 はるひ野小学校の給食室はスペース的に大丈夫なのか。

事務局 はるひ野中学校のランチサービスは既存の給食室で調理している。喫食率は6割~7割である。全員喫食による中学校給食が実施されても、既存の給食室で調理が可能かどうかPFI事業者に確認中。必要に応じて、改修工事を行う予定である。

—その他の質疑等なし—

—閉会挨拶—

10時00分終了

中学校給食推進会議設置要綱

〔平成25年11月29日 市長決裁
25川教健第1767号〕

(目的及び設置)

第1条 生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎として、成長期にある子どもたちの食育を推進し、中学校完全給食を早期に実施することを目的に、中学校給食推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、中学校完全給食の早期実施に係る次の事項について検討するものとする。

- (1) 安全・安心で温かい完全給食の全校実施に向けた検討
- (2) 民間活力を活かした効率的な手法の検討
- (3) その他、中学校完全給食の早期実施に向けて必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(会議等)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係局(区)長等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席することができる。

(検討部会)

第5条 推進会議には、中学校完全給食早期実施に係る調査検討を行うため、推進会議検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成25年11月29日市長決裁 25川教健第1767号)
この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日市長決裁 25川教健第2031号)
この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

中学校給食推進会議

1	委員長	市長
2	副委員長	副市長
3	委員	総務局長
4	委員	総合企画局長
5	委員	財政局長
6	委員	経済労働局長
7	委員	健康福祉局長
8	委員	まちづくり局長
9	委員	教育長

別表第2（第5条関係）

中学校給食推進会議 検討部会

1	部会長	教育委員会事務局中学校給食推進室長
2	部会員	総務局行財政改革室〔行財政改革〕担当課長
3	部会員	総合企画局都市経営部企画調整課長
4	部会員	財政局財政部財政課長
5	部会員	経済労働局産業政策部企画課長
6	部会員	健康福祉局総務部企画課長
7	部会員	まちづくり局総務部企画課長
8	部会員	教育委員会事務局総務部庶務課長
9	部会員	教育委員会事務局総務部企画課長
10	部会員	教育委員会事務局学校教育部健康教育課長
11	部会員	教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長
12	副部会長	教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長
13	部会員	教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長